

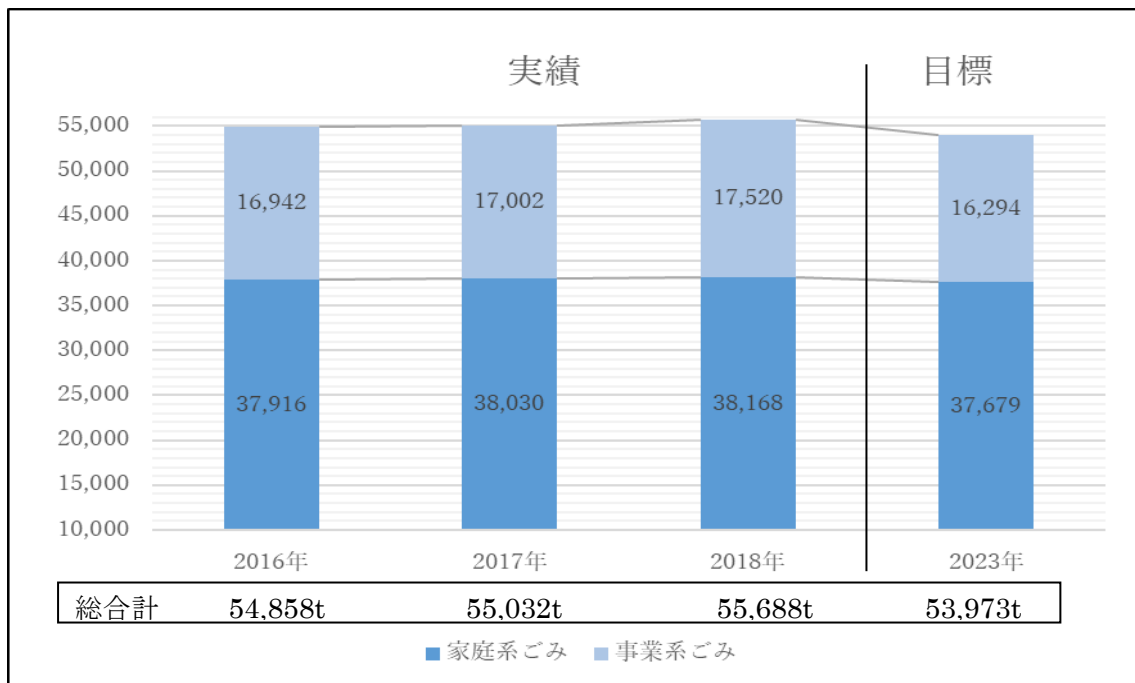
議題（１）ごみ減量化の進捗状況と施策について

本市は、平成21年3月に策定した「刈谷市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成30年3月に改定しています。この中で、ごみの排出量やリサイクル率の計画目標を定め、目標達成に向けた基本理念や、計画推進のための各施策についてまとめています。

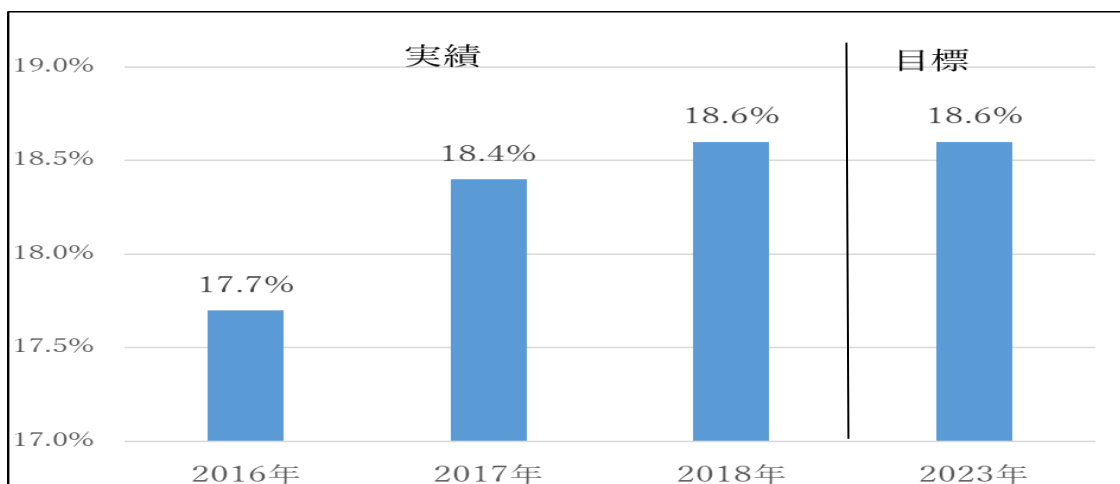
そして、計画の目標を達成するために、ごみ処理基本計画として、発生抑制、資源化推進等の施策を推進しています。

1 計画の目標と実績

（１）総ごみ排出量について（単位：トン）



（２）リサイクル率について



2 ごみ処理基本計画

(1) 発生抑制計画

| 計画内容 | 施策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|-----|---|----|-----|------|----------------------|----|---|------|-------------|----|----------------------------|-----|-----------------------------|----|----------------------------------|------|--------------|----|---------------------------|------|------------|----|------------------------------|
| <p>①普及啓発、環境教育の推進</p> | <p>ア. 市民だより等での啓発 毎月1日号の市民だよりに、「キー坊の環境講座」と題して、ごみ減量・地球温暖化に関する記事を掲載。また、刈谷市ホームページへ地区の資源回収日を掲載して資源回収への協力の呼びかけを実施。</p> <p>イ. 循環型社会の構築のための環境実践事業 ごみの減量などに関する環境講座を実施。</p> <p>【H30 年度活動内容】</p> <table border="1" data-bbox="467 792 1369 1771"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 792 587 842">開催日</th> <th data-bbox="587 792 911 842">行事名</th> <th data-bbox="911 792 1007 842">人数</th> <th data-bbox="1007 792 1369 842">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 842 587 1048">6/30</td> <td data-bbox="587 842 911 1048">親子で作ろう！ エコクッキング講座</td> <td data-bbox="911 842 1007 1048">25</td> <td data-bbox="1007 842 1369 1048">「夏野菜の煮込みパスタ」、「チキンソテーオニオンソース」、「桃のかんたんゼリー」の調理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1048 587 1249">7/21</td> <td data-bbox="587 1048 911 1249">親子で川の生きもの調査</td> <td data-bbox="911 1048 1007 1249">34</td> <td data-bbox="1007 1048 1369 1249">親子で逢妻川の水生生物調査を行い、川の汚れ具合を測定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1249 587 1451">8/8</td> <td data-bbox="587 1249 911 1451">親子で作ろう！ エコバスケット づくり講座</td> <td data-bbox="911 1249 1007 1451">18</td> <td data-bbox="1007 1249 1369 1451">家庭で不用な新聞紙やチラシなどを使って、バスケットの作り方の学習</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1451 587 1637">2/13</td> <td data-bbox="587 1451 911 1637">手あみ布ぞうりづくり講座</td> <td data-bbox="911 1451 1007 1637">23</td> <td data-bbox="1007 1451 1369 1637">家庭で不用なシーツ等を使い、布ぞうりの編み方の学習</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1637 587 1771">2/23</td> <td data-bbox="587 1637 911 1771">生ごみ堆肥づくり講座</td> <td data-bbox="911 1637 1007 1771">20</td> <td data-bbox="1007 1637 1369 1771">ダンボールを使った生ごみや野菜くずを堆肥にする方法の学習</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ. 社会科副読本の作成・配付 小学校4年生の市内全児童に社会科副読本「ゴミとわたしたち」を配付し、ごみ減量についての理解、意識の啓発を実施。</p> | 開催日 | 行事名 | 人数 | 内 容 | 6/30 | 親子で作ろう！ エコクッキング講座 | 25 | 「夏野菜の煮込みパスタ」、「チキンソテーオニオンソース」、「桃のかんたんゼリー」の調理 | 7/21 | 親子で川の生きもの調査 | 34 | 親子で逢妻川の水生生物調査を行い、川の汚れ具合を測定 | 8/8 | 親子で作ろう！ エコバスケット づくり講座 | 18 | 家庭で不用な新聞紙やチラシなどを使って、バスケットの作り方の学習 | 2/13 | 手あみ布ぞうりづくり講座 | 23 | 家庭で不用なシーツ等を使い、布ぞうりの編み方の学習 | 2/23 | 生ごみ堆肥づくり講座 | 20 | ダンボールを使った生ごみや野菜くずを堆肥にする方法の学習 |
| 開催日 | 行事名 | 人数 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6/30 | 親子で作ろう！ エコクッキング講座 | 25 | 「夏野菜の煮込みパスタ」、「チキンソテーオニオンソース」、「桃のかんたんゼリー」の調理 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7/21 | 親子で川の生きもの調査 | 34 | 親子で逢妻川の水生生物調査を行い、川の汚れ具合を測定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8/8 | 親子で作ろう！ エコバスケット づくり講座 | 18 | 家庭で不用な新聞紙やチラシなどを使って、バスケットの作り方の学習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2/13 | 手あみ布ぞうりづくり講座 | 23 | 家庭で不用なシーツ等を使い、布ぞうりの編み方の学習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2/23 | 生ごみ堆肥づくり講座 | 20 | ダンボールを使った生ごみや野菜くずを堆肥にする方法の学習 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

エ. 資源回収社会貢献事業

環境教育、環境啓発事業として、市内小中学校において牛乳パックとペットボトルのキャップを集めてもらい、回収量に応じて環境啓発用トイレトペーパーと交換（牛乳パック 30 枚、ペットボトルキャップ 860 個でロール 1 個と交換）する事業。集めた牛乳パックは紙類の中間処理業者へ搬入し、資源として売却。ペットボトルのキャップはプラスチックリサイクル業者へ搬入され、NPO 法人を介してポリオワクチンに交換し、途上国へ送付。

【回収実績】

| 年度 | 牛乳パック回収量 (kg) | ペットボトル キャップ回収量 (kg) |
|----|---------------|------------------------|
| 28 | 3,714 | 12,426 |
| 29 | 3,743 | 12,591 |
| 30 | 3,346 | 11,448 |

| 年度 | トイレトペーパー 交換数 (個) | ワクチン 交換数 (本) | ペットボトル キャップ回収量 前年度比 (%) |
|----|---------------------|-----------------|-------------------------------|
| 28 | 8,486 | 6,213 | 109.1 |
| 29 | 9,693 | 6,296 | 101.3 |
| 30 | 8,604 | 5,724 | 90.9 |

②ごみの発生抑制(リデュース)のための活動促進

ア. 生ごみ処理機器等購入費補助事業

一般家庭から排出される生ごみの減量及び市民の減量意識の向上を図るため、家庭用生ごみ処理機器等の購入者に対して補助金を交付。

【補助金額】

- ・生ごみ処理機：
販売指定店の販売価格（税込み）の1/2（上限額 30,000 円）
- ・コンポスト容器：
販売指定店の販売価格（税込み）の1/2（上限額 5,000 円）

【補助実績】

生ごみ処理機

| 年度 | 数量（基） | 補助額（円） | 数量前年度比（％） |
|----|-------|-----------|-----------|
| 28 | 40 | 1,067,600 | 166.7 |
| 29 | 23 | 648,200 | 57.5 |
| 30 | 35 | 952,000 | 152.2 |

コンポスト容器

| 年度 | 数量（基） | 補助額（円） | 数量前年度（％） |
|----|-------|--------|----------|
| 28 | 12 | 37,300 | 171.4 |
| 29 | 20 | 58,600 | 166.7 |
| 30 | 13 | 42,800 | 65.0 |

イ. EMぼかし無料配布事業

EMぼかしとは、EM菌（有効微生物群）をもみ殻、米ぬか、糖蜜等に混ぜ合わせて発酵乾燥させたもので、これを生ごみにかけることによりEM菌がごみの発酵作用を促進し、夏場は約1週間、冬場は約2週間程度で肥料になる。

市内10か所で1人1回2袋（1袋300g）を無料配布。

【配布実績】

| 年度 | 配布数（袋） | 配布数前年度比（％） |
|----|--------|------------|
| 28 | 12,814 | 109.2 |
| 29 | 13,800 | 107.7 |
| 30 | 14,302 | 103.6 |

③再使用(リユース)の促進と再生品利用の促進

ア. リサイクルショップの運営(2か所で運営)

家庭で不用になった生活用品等を持ち込み、自分で安価な値段をつけ展示販売する制度。市民であれば誰でも出品できる。出品は1回につき20点まで。搬入日から約4週間展示販売するが、販売の有無にかかわらず1回につき200円の出品費用が必要。

【利用実績】

・刈谷市リサイクルプラザ(環境センター2階)

| 年度 | 入場者数(人) | 出品点数 | 販売点数 | 販売金額(円) |
|----|---------|--------|--------|-----------|
| 28 | 8,622 | 30,946 | 15,836 | 2,593,980 |
| 29 | 8,573 | 31,722 | 16,334 | 2,714,500 |
| 30 | 8,192 | 31,195 | 15,339 | 2,507,900 |

・刈谷知立環境組合リサイクルプラザ(クリーンセンター2階)

| 年度 | 入場者数(人) | 出品点数 | 販売点数 | 販売金額(円) |
|----|---------|--------|--------|-----------|
| 28 | 13,732 | 26,328 | 14,311 | 2,610,950 |
| 29 | 13,697 | 26,277 | 13,976 | 2,555,700 |
| 30 | 12,921 | 25,524 | 13,414 | 2,449,610 |

イ. リサイクル情報コーナー

リサイクルショップに展示するのが困難な物等の情報をボードに掲示する制度。掲示期間は約2カ月で費用は無料。欲しいものがあれば、本人同士で相談し引渡しする。

ウ. 再生補修家具等展示・引渡

粗大ごみとして刈谷知立環境組合(クリーンセンター)に搬入されたもので、まだ使用できる物に簡単な補修をして展示し、入札により引渡す制度。

【利用実績】

・刈谷知立環境組合リサイクルプラザ

| 年度 | 出品点数 | 入札件数 | 落札件数 | 落札金額(円) |
|----|-------|-------|-------|---------|
| 28 | 1,493 | 3,728 | 1,079 | 874,600 |
| 29 | 1,577 | 2,874 | 1,034 | 752,300 |
| 30 | 1,354 | 2,503 | 949 | 638,700 |

エ. マザーズ工房

不用になった古布類を常時持ち込める回収ボックスを、刈谷市リサイクルプラザに設置し、営業時間内に受け取りする。その布類からリサイクル品を作り、販売。

また、次のとおり、刈谷市リサイクルプラザにて傘の修理も実施。

- ・修理内容・・・骨が折れたり、曲がったりして使えなくなった傘の修理
- ・修理費用・・・修理に用いる部品代程度
- ・修理日・・・毎週水曜日（受け取りは営業時間内であれば可）

【修理・回収実績】

・刈谷市リサイクルプラザ

| 年度 | 傘修理数 (件) | 売上金額 (円) | 布類回収量 (kg) | 布類回収量 前年度比 (%) |
|----|-------------|-------------|---------------|-------------------|
| 28 | 120 | 112,912 | 529 | 102.5 |
| 29 | 173 | 193,642 | 968 | 183.0 |
| 30 | 114 | 183,517 | 626 | 64.7 |

④市民・事業者活動の促進に向けたネットワークづくり

ア. ごみ減量化推進会議の開催

市民・事業者・行政の参画と協働の場として、「ごみ減量化推進会議」を設置し、ごみの減量化の普及や啓発に関する内容にて開催。H30年度は1回実施。

イ. レジ袋無料配布の中止

H31年3月31日時点で、市内11事業所17店舗が刈谷市ごみ減量化推進会議及び刈谷市と協定を結び、各店舗が目標値を定めてレジ袋の無料配布中止を実施。

【削減実績】

| 年度 | 削減枚数（枚） | レジ袋辞退率の平均（%） |
|----|------------|--------------|
| 28 | 9,850,188 | 85.9 |
| 29 | 10,667,785 | 86.9 |
| 30 | 11,897,392 | 87.6 |

(2) 資源化推進計画

| 計画内容 | 施策内容 |
|-------------------------|---|
| ①家庭ごみの適正排出と分別の徹底 | ア. ごみ分別収集協力報償金交付事業 ごみの適正な排出の推進を図るため、分別収集に協力する地区に対して報償金を交付。 【報償金額】 均等割：1地区につき年額40,000円 世帯割：1世帯につき60円（毎年度4月1日の世帯数を基準） 【交付実績】 H30年度：23地区（64,833世帯） 合計4,809,980円 イ. 市民への情報提供 収集日にかかるクリーンカレンダーや、ごみの分け方・出し方ガイドブックの全戸配布に加え、市民だより、ホームページ、あいかりアプリ等でごみの分別に関する情報提供を実施。 ウ. 空き缶等ごみ散乱防止事業 ごみの散乱防止について市民の関心と理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日を設け、530運動として春と秋に一斉清掃を実施。いる。各地区におけるごみの散乱防止を推進するため、市内35人をごみ散乱防止推進員として委嘱し、その活動の援助を実施。 |

②紙類の分別徹底と回収方式の整備

ア. 紙類ステーション回収事業

H21年5月から紙類のステーション回収を実施。

【回収実績】

| 年度 | 回収量 (kg) | 回収量前年度比 (%) |
|----|----------|-------------|
| 28 | 557,420 | 89.0 |
| 29 | 509,720 | 91.4 |
| 30 | 455,370 | 89.3 |

イ. 資源回収奨励報償金交付事業

ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収を実施している市民団体に対し、H2年10月から報償金の交付を実施。H10年度から報奨金の額を段階的に引き上げし、H21年度からは、5円/kg→6円/kgに引き上げ（条件付加算額1円/kg）。

【対象団体】

市内に活動拠点を持ち、地域社会に貢献できる性格を持ち、営利を目的としない団体。

【対象品目】

- ・古紙類（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック等）
- ・布類（古着、ボロ布）
- ・金属類（空き缶、金属くず類）

【回収実績】

| 年度 | 団体数 | 古紙類 (kg) | 布類 (kg) | 金属類 (kg) |
|----|-----|-----------|---------|----------|
| 28 | 128 | 3,191,397 | 30,089 | 54,801 |
| 29 | 127 | 3,055,694 | 23,235 | 52,630 |
| 30 | 127 | 2,856,054 | 23,581 | 50,368 |

| 年度 | 総回収量 (kg) | 総回収量前年度比 (%) | 交付額 (円) |
|----|-----------|--------------|------------|
| 28 | 3,276,287 | 98.6 | 22,078,257 |
| 29 | 3,131,559 | 95.6 | 21,066,573 |
| 30 | 2,930,003 | 93.6 | 19,690,968 |

ウ. 資源回収所設置費補助事業

自治会が自主的に資源の回収量増加を目的として常設の資源回収所を設置した場合、その費用に対して補助金を交付。

【補助金額】

設置箇所 1 箇所につき、補助対象事業に係る経費の 10 分の 9
(上限額 60 万円)

【設置箇所】 計 29 箇所

| 年度 | 設置数 | 設置団体名 | 設置場所 |
|----|-----|-------|-------------------|
| 20 | 2 | 西境 | 生きがい楽農センター東側駐車場 |
| | | 高津波 | (株)エルシティ南側立体駐車場 |
| 21 | 8 | 小垣江 | 小垣江市民館隣水防倉庫横 |
| | | 刈谷西部 | 西部市民館敷地内 |
| | | 刈谷中部 | 水越新聞店西 |
| | | 半城土 | ヤオスズ食彩館 Live 店駐車場 |
| | | 桜 | 桜市民館敷地内 |
| | | 熊 | 熊市民館敷地内 |
| | | 小山 | カーマホームセンター駐車場横 |
| | | 今川 | 今川町上池交差点横 |
| 22 | 4 | 今川 | 今川町山ノ端前 (有)中部工芸横 |
| | | 東境 | 高山集会所 |
| | | 野田 | ピアゴ東刈谷店南駐車場 |
| | | 刈谷東部 | 東部市民館敷地内 |
| 23 | 3 | 一ツ木 | 一ツ木市民館敷地内 |
| | | 刈谷東部 | 寿町カメリオンビル前駐車場 |
| | | 東境 | 東境町上野 4 6 番地 |
| 24 | 2 | 泉田 | 泉田市民館南 |
| | | 小山 | 恩田青山集会所 |
| 25 | 1 | 泉田 | 泉田市民館駐車場 |
| 26 | 4 | 一里山 | 一里山市民館敷地内 |
| | | 元刈谷 | 元刈谷市民館敷地内 |
| | | 井ヶ谷 | 井ヶ谷市民館敷地内 |
| | | 今岡 | 今岡市民館敷地内 |
| 27 | 2 | 今川 | 今川町西縄 1 7 番地 9 |
| | | 重原 | 下重原地域広場 |
| 28 | 2 | 泉田 | 泉田町中西 9 4 番地 |
| | | 刈谷西部 | 市原稲荷神社境内 |
| 30 | 1 | 今岡 | 今岡町日向 7 7 番地 |

**③生ごみ、剪定枝
など有機性廃棄
物の資源化の推
進**

ア. 剪定枝リサイクル事業

公園や街路などの公共用地から発生する剪定枝を、民間プラントにおいて堆肥化。

【回収実績】

| 年度 | 回収量 (kg) | 回収量前年度比 (%) |
|----|----------|-------------|
| 28 | 600,420 | 101.2 |
| 29 | 534,190 | 89.0 |
| 30 | 568,630 | 106.4 |

イ. 廃食用油リサイクル事業

第一・第二学校給食センター及び公立保育園から排出される廃食用油を回収し、民間プラントにおいてBDF（軽油代替燃料）に精製。

【回収実績】

| 年度 | 回収量 (ℓ) | 回収量前年度比 (%) |
|----|---------|-------------|
| 28 | 13,225 | 94.4 |
| 29 | 23,146 | 175.0 |
| 30 | 24,908 | 107.6 |

(3) その他の計画

<収集運搬計画>

①分かりやすい分別区分と排出方法の確立

- ・分別の種類を 13 種類（可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶・金属類、アルミ缶、空きビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙類、粗大ごみ、使用済み乾電池、使用済み蛍光管、使用済みライター）に設定し、直営と委託業者により収集を実施。

②ステーションにおける適正排出の徹底

- ・ごみ散乱防止推進員を委嘱し、家庭ごみの適正排出を図る。

③効率的な収集運搬体制の整備

④メーカーなどによる適正処理困難物の引取りの促進

- ・プロパンボンベ、タイヤ、バッテリーなど、市による収集・処理が困難なものについては、メーカーや販売店、専門業者による引取りを促進。

⑤一人暮らしの高齢者・障害者等へのごみの排出支援

- ・「高齢者単身世帯等戸別収集実施要領」により、ごみ等を所定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯に対し、毎週水曜日に戸別収集をすることで、ごみ等の排出の支援を実施。H30 年度の申請数は 18 件。

⑥取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処分

- ・スプレー缶、蛍光管や体温計などの水銀使用製品の適切な回収・処分を推進。
- ・スプレー缶については、これまでは穴あけをした上で、空き缶・金属類として収集していたが、R2 年 5 月 1 日より、穴あけせずに、市内 29 か所の収集拠点に設置する専用回収袋へ投入されたものを、委託業者が週 1 回収集する方法に移行予定。

<その他>

①ごみの不法投棄の監視

- ・地区と協力し、ごみの不法投棄の監視・連絡体制をとる。
- ・不法投棄防止のため、監視カメラの地区への貸出制度を実施。また、市による定期的なパトロールやごみ散乱防止推進員との連携により、監視・連絡体制の強化に努める。H30 年度から、郵便局と不法投棄の情報提供に関する協定を締結。

②災害廃棄物への備え

- ・「災害廃棄物処理計画」に基づき、協力支援体制を構築。

議題（２）店頭等における資源物回収実態調査の結果について

刈谷市内のスーパーマーケット等の店頭資源回収、及び新聞販売店による紙類回収の実態について調査しました。

平成 30 年度資源物回収量

| | | |
|------------|-------|--------------|
| スーパーマーケット等 | 16 店舗 | 295,027 kg |
| 新聞販売店 | 12 店舗 | 981,005 kg |
| 合計 | 28 店舗 | 1,276,032 kg |

上記の資源物回収量を刈谷市の実績に反映させた場合

| | 30 年度実績 | 30 年度実績に上記回収量を算入した場合 |
|--------------|----------|----------------------|
| 総ごみ排出量 (A) | 55,688 t | 56,964 t |
| リサイクル量 (B) | 10,383 t | 11,659 t |
| リサイクル率 (B/A) | 18.6 % | 20.5 % |

◀ 店頭回収の情報提供によるごみの減量化・資源化の推進 ▶

資源物の店頭回収を行っているスーパーマーケット等のうち 10 店舗において、その取組みを広報 PR することに承諾いただきましたので、市ホームページなどにて情報発信し、地域の集団回収と併せて、資源物の分別排出の促進を図ります。

議題（3）食品ロス削減について

食品ロスの削減については、「SDGs（持続可能な開発目標）」においても言及されるなど、国際的にも重要な課題となっています。国において、令和元年5月31日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）が公布され、10月1日に施行されました。

1 本市の取り組み

- ①市民だより、ホームページ、あいかりアプリ等での啓発
- ②市職員ポータル等で職員への啓発、関係団体への周知
- ③市役所食堂に、啓発用卓上スタンドやポスターを設置（写真参照）
- ④フードバンクの活用（災害備蓄食料の提供）
- ⑤食べきり運動に賛同する自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」へ参加し、情報交換



2 今後の取り組み予定

- ①クリーンカレンダーに、食品ロス削減に関連する記事を掲載
- ②市民だより、あいかりアプリ等での啓発
- ③ホームページにおける食品ロス削減に関するコーナーの充実
- ④飲食店、事業所等に向けての啓発

刈谷市ごみ減量化推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民・事業者・市が一体となつてごみの減量化の推進を図るため刈谷市ごみ減量化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ごみの減量化の普及及び啓発に関すること。
- (2) ごみの減量化の調査、研究及び情報の収集に関すること。
- (3) その他ごみの減量化に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 事業所関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 推進会議は、その所掌事項に関し、特定な事項を調査検討するため、必要に応じ専門部会又はプロジェクトチーム（以下「部会」という。）を設けることができる。

2 部会の部員は、推進会議において選任する。

3 部会の部員は、必要に応じて推進会議委員以外の者から選任できるものとする。

(意見等の聴取)

第8条 推進会議は、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議及び部会の庶務は、産業環境部ごみ減量推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。